

## 法改正前後における定期報告対象建築物の用途、規模について

	用途	平成28年5月31日まで	平成28年6月1日以降
		県建築基準法施行細則での対象規模	建築基準法での対象規模 + 県建築基準法施行細則での対象規模 ( <u>避難階のみを当該用途に供するものを除く</u> )
1	劇場、映画館又は演芸場	・3階以上 ・200m <sup>2</sup> 以上 ・主階が1階にない	・3階以上の階計100m <sup>2</sup> 超 ・客席が <sup>2</sup> 200m <sup>2</sup> 以上 ・主階が1階にない ・地階計100m <sup>2</sup> 超
2	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	・3階以上 ・200m <sup>2</sup> 超	・3階以上の階計100m <sup>2</sup> 超 ・客席が <sup>2</sup> 200m <sup>2</sup> 以上 ・地階計100m <sup>2</sup> 超
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	・3階以上 ・300m <sup>2</sup> 超	・3階以上の階計100m <sup>2</sup> 超 ・2階が <sup>2</sup> 300m <sup>2</sup> 以上 ・地階計100m <sup>2</sup> 超
3'	児童福祉施設等 (保育所、老人デイサービスセンターなど)	・3階以上 ・300m <sup>2</sup> 超	・3階以上の階計100m <sup>2</sup> 超 ・2階が <sup>2</sup> 300m <sup>2</sup> 以上 ・地階計100m <sup>2</sup> 超
	うち、就寝用途の福祉施設(その1) (助産施設、乳児院、障害児入所施設、特別養護老人ホーム等)		
	就寝用途の福祉施設等(その2) (盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設)	—	・3階以上の階計100m <sup>2</sup> 超 ・2階が <sup>2</sup> 300m <sup>2</sup> 以上 ・地階計100m <sup>2</sup> 超
4	旅館又はホテル	・3階以上 ・300m <sup>2</sup> 超	・3階以上の階計100m <sup>2</sup> 超 ・2階が <sup>2</sup> 300m <sup>2</sup> 以上 ・地階計100m <sup>2</sup> 超
5	下宿、共同住宅又は寄宿舎	下宿、共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅を除く)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームを除く。) 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)	【調査項目は外壁等のみ】 ・3階以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上
			・3階以上の階計100m <sup>2</sup> 超 ・2階が <sup>2</sup> 300m <sup>2</sup> 以上 ・地階計100m <sup>2</sup> 超
6	学校又は体育館	・3階以上 ・2,000m <sup>2</sup> 以上	・3階以上 ・2,000m <sup>2</sup> 以上
7	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・3階以上 ・2,000m <sup>2</sup> 以上	・3階以上の階計100m <sup>2</sup> 超 ・2,000m <sup>2</sup> 以上
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が <sup>2</sup> 10m <sup>2</sup> 以内のものを除く。)	・3階以上 ・500m <sup>2</sup> 以上	・3階以上の階計100m <sup>2</sup> 超 ・3,000m <sup>2</sup> 以上 ・2階が <sup>2</sup> 500m <sup>2</sup> 以上 ・地階計100m <sup>2</sup> 超
9	事務所その他これらに類するもの	・5階以上かつ1,000m <sup>2</sup> 超	【調査項目は外壁等のみ】 ・5階以上かつ1,000m <sup>2</sup> 超